

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和元年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
旭川地方法務局 (本局)	北海道旭川市永山町十四丁目
〃	北海道旭川市大雪通四丁目
〃	北海道旭川市新富町
〃	北海道旭川市西神楽二線11号 北海道旭川市西神楽三線11号
〃	北海道深川市多度志
〃	北海道空知郡上富良野町
〃	北海道空知郡中富良野町字中富良野原野
〃	北海道空知郡中富良野町字奈英
〃	北海道上川郡鷹栖町
〃	北海道上川郡比布町
〃	北海道上川郡美瑛町市街予定地
旭川地方法務局 名寄支局	北海道名寄市字智恵文
〃	北海道名寄市風連町字瑞生
〃	北海道枝幸郡枝幸町幸町
〃	北海道枝幸郡浜頓別町字ブタウス
旭川地方法務局 紋別支局	北海道紋別郡興部町字沙留
旭川地方法務局 留萌支局	北海道留萌郡小平町字鬼鹿田代
〃	北海道留萌郡小平町字鬼鹿港町
〃	北海道苫前郡苫前町字苫前
〃	北海道苫前郡苫前町字三豊
旭川地方法務局 稚内支局	北海道礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ
〃	北海道礼文郡礼文町大字船泊村字大沢
〃	北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ホロナイホ